

申告は3月16日までです。

提出はお早めに

## キ、⑦公的年金等に係る雑所得の計算

$$[(A) \times \text{割合} - \text{控除額} = \text{所得}]$$

年齢区分	公的年金等の収入 金額の合計額 (A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
昭和36年1月2日以降に生まれた人		※下記控除後にマイナスとなる場合、所得は0		
64歳まで	1,300,000円未満 1,300,000円から4,099,999円 4,100,000円から7,699,999円 7,700,000円から9,999,999円 10,000,000円以上	- 600,000円 75% - 275,000円 85% - 685,000円 95% - 1,455,000円 - 1,955,000円	- 500,000円 75% - 175,000円 85% - 585,000円 95% - 1,355,000円 - 1,855,000円	- 400,000円 75% - 75,000円 85% - 485,000円 95% - 1,255,000円 - 1,755,000円
昭和36年1月1日以前に生まれた人		※下記控除後にマイナスとなる場合、所得は0		
65歳から	3,300,000円未満 3,300,000円から4,099,999円 4,100,000円から7,699,999円 7,700,000円から9,999,999円 10,000,000円以上	- 1,100,000円 75% - 275,000円 85% - 685,000円 95% - 1,455,000円 - 1,955,000円	- 1,000,000円 75% - 175,000円 85% - 585,000円 95% - 1,355,000円 - 1,855,000円	- 900,000円 75% - 75,000円 85% - 485,000円 95% - 1,255,000円 - 1,755,000円

## ⑯生命保険料控除の計算

(平成25年度の住民税から改正)  
○旧制度(一般・個人年金それぞれに適用)

年間の支払った保険料等	控除額
15,000円以下	支払った保険料の全額
15,001円～40,000円まで	支払った保険料の合計額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円まで	支払った保険料の合計額×1/4+17,500円
70,001円以上	一律に35,000円(最高限度額)

※1 一般分・個人年金分・介護医療分合わせて70,000円が限度。

※2 新旧両制度を適用する場合、一般生命保険料に係る控除は、合計で28,000円が上限となります。(個人年金に係る控除についても同様)

## ⑰地震保険料控除の計算

支払った保険料等	支払った保険料の額	地震保険料控除額	支払った保険料等	支払った保険料の額	地震保険料控除額
① 地震保険契約だけ	50,000円以下	支払った保険料の合計額×1/2	② 旧長期損害 保険契約だけ (平成18年12月31日 までに締結した契約)	5,000円以下	支払った保険料の全額
	50,001円以上	一律に25,000円 (最高限度額)		5,001円～15,000円まで	支払った保険料の合計額 ×1/2+2,500円
				15,001円以上	一律に10,000円 (最高限度額)
両方支払った場合		(地震保険契約①により求めた金額)+(旧長期損害保険契約②により求めた金額) =地震保険料控除額(最高限度額25,000円)			

※支払金額の多少にかかわらず証明書が必要です。

## ⑪配偶者控除

納税義務者の合計 所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超	22万円	26万円
950万円以下	11万円	13万円
950万円超 1,000万円以下		

※納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。

## ⑫配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額			
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	対象外	対象外	対象外

※納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。

## ⑩雑損控除の計算方法

- イ. 差引損失額(損害金額-保険金などで補てんされた額)-合計所得額×10%
- ロ. 差引損失額のうち災害等に関連して支出した金額-5万円  
上記のイとロのいずれか多い方の金額が控除額となります。

## ⑪医療費控除の計算方法

- 支払った医療費等-保険金などで  
補てんされる金額-  
〔合計所得額×5%〕  
または10万円 方の金額

## 医療費控除の特例の計算方法

スイッチOTC医薬品の購入合計額-1万2千円

# 令和8年度分 市民税・県民税申告書の書き方

令和8年度の申告書を提出していただく時期になりました。この申告書は、市民税・県民税を計算するための資料になりますので、この「申告書の書き方」をよくお読みになって記入してください。

## ●申告が必要な方

- ① 令和8年1月1日現在、新宮市に居住している人。
- ② 給与所得者は通常、申告する必要はありませんが、次のような人は申告しなければなりません。  
(ア)勤務先から給与支払報告書が提出されていない人。  
(イ)給与所得のほかに「営業等・農業・不動産」などの給与所得以外の所得があった人。  
(ウ)昨年途中で退職した人、または勤務先で年末調整を受けなかった人。
- ③ 収入のなかつた人でも、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の課税資料や諸証明書の発行などで必要となりますから、申告書の裏面「16 収入のなかつた方に関する事項」の記載欄に記入のうえ、申告してください。

※申告がなかつた場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減は受けられません。

- 所得税(国税)の確定申告を提出した方は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。
- 年金収入のみの方は通常申告する必要はありませんが、医療費や生命保険料等の控除を受ける場合は申告が必要になります。
- 市民税・県民税(住民税)の申告をした方は、事業税の申告をする必要はありません。
- 申告をしないと雑損、医療費、社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等)、生命保険料などの所得控除が受けられません。
- 雜損控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除について、「領収書または証明書」の提示をしてください。医療費控除については、「医療費控除の明細書」を作成し提出してください。
- ※ 申告に際しては、所得者本人が申告受付に来てください。やむをえず代理の方が申告にみえる場合は所得が証明できるよう収入金額や必要経費など必要事項を申告書に記入してください。

## ●申告内容

令和7年1月1日～令和7年12月31までの所得

## ●持参するもの

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 申告書       | (2) 源泉徴収票(賃金支払明細書) |
| (3) 各種領収書・証明書 | (4) 営業所得等のある方は諸帳簿  |
| (5) 個人番号確認書類  | (6) 本人確認書類         |

## ●申告受付場所と日時

新宮市役所(1階ギャラリー)	令和8年2月16日(月)～3月16日(月) 受付時間:午前9時～午後4時
三輪崎支所	令和8年2月27日(金)～3月6日(金) 受付時間:午前9時30分～午後4時
熊野川行政局	令和8年2月24日(火)～2月25日(水) 受付時間:午前9時30分～午後3時

※ 土日・祝日を除きます。

※ 正午～午後1時はお昼休みです。

※ 申告についてわからないことがある方は、市役所税務課市民税係(☎23-3333内線1202・1204)にお問い合わせください。

※ この申告書の書き方は、令和7年12月現在の法令等に基づいておりますが、税制改正により税率及び諸控除等が改正される場合がありますのでご了承ください。



# 1 収入金額等、2 所得金額について

## ◎収入金額とは…

令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)に収入することが確定した金額です。したがって、売掛金や未収入金などのようにまだ入金していない売上代金などでも、その年中の収入金額に含めます。

## ◎所得金額とは…

収入金額から必要経費(収入を得るために直接必要となった売上原価などのほか、販売費、一般管理費などのような間接的な経費)を差し引いたものをいいます。また、給与、年金については収入金額に応じて一定の額を差し引いて所得額を算出します。

ア. ① 「営業等」…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工、漁業などの事業から生ずる収入、所得です。

イ. ② 「農業」…野菜、果樹などの栽培、農作物の生産、農家が兼営する家畜、家禽などの飼育、酪農物の生産などの事業から生ずる収入、所得です。

ウ. ③ 「不動産」…貸家、アパート、貸宅地、小作料などの家賃や地代による収入、所得です。

エ. ④ 「利子」…公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配金による収入、所得です。

オ. ⑤ 「配当」…法人から受ける利益の配当、剰余金の分配などの収入、所得です。

カ. ⑥ 「給与」…俸給、給料、賃金、賞与などの収入、所得です。勤務先から「令和7年分給与所得の源泉徴収票」をもらった人は、持参してください。

キ、ク、ケ. ⑦⑧⑨ 「雑」…年金、原稿料、印税、公演料、放送謝礼金、貸金利子など他の項目にあてはまらない収入、所得です。公的年金については収入額を記入し、源泉徴収票(ハガキ等)を持参してください。

コ、サ. ⑪「総合譲渡」…土地、家屋など分離して課税される資産以外の機械や船舶、漁業権、特許権、書画、骨董、貴金属などの譲渡による収入、所得です。  
・譲渡した資産の保有期間が5年以内のものは「短期」、5年を超えるものは「長期」となります。  
・総合譲渡の必要経費とは、資産の取得価格、設備費やその他譲渡するために必要な仲介手数料、運搬費などです。

シ. ⑫ 「一時」…クイズなどの賞金、競輪、競馬の払戻金、生命保険金の満期受取金、立退料などのように一時的な性質の収入、所得です。  
・一時所得の必要経費とは、例えば一時金として受け取る生命保険金の場合、実際に支払った掛け金の合計額です。

⑬「合計」…①から⑥、⑩・⑪の合計額を書いてください。

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額について

⑭「社会保険料控除」…あなたが令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料(健康保険、厚生年金保険、雇用保険、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金などの保険料または掛金)を支払った場合に受けられます。  
なお、控除額は支払った保険料の金額です。

⑮「小規模企業共済等掛金控除」…令和7年中に、小規模企業共済法で定められた特定の共済契約の掛金や心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合に受けられます。控除額は支払った掛金等の金額です。

⑯「生命保険料控除」…受取人のすべてをあなたやあなたの配偶者または親族とする生命保険契約や、年金の給付を目的とする個人年金保険契約について、あなたが令和7年中に支払った保険料(配当金等は差し引くこと)がある場合に受けられます。控除額の計算は4ページのとおりです。※証明書が必要です。

⑰「地震保険料控除」…損害保険契約等に基づいて、あなたが令和7年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金がある場合に受けられます。また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に基づいてあなたが令和7年中に支払った保険料や掛金については、地震保険料控除の対象とすることができます。控除額の計算は4ページのとおりです。  
※証明書が必要です。

⑱「寡婦控除」…あなたが次のいずれかに該当するとき「寡婦」となり、控除を受けられます。控除額の計算は4ページの表のとおりです。  
・夫と死別して再婚していない人、または夫の生死の不明な人で令和7年中の合計所得金額が500万円以下である人。  
・夫と離別して再婚していない人で、子以外の扶養親族がいる令和7年中の合計所得金額が500万円以下である人。

⑲「ひとり親控除」…あなたが年末時点に独身(死別・離別・未婚)で令和7年中の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする子を扶養しており、令和7年中の合計所得が500万円以下である場合「ひとり親控除」が受けられます。  
控除額の計算は4ページのとおりです。

# 申告書の書き方

この「書き方」は、申告書の様式にしたがって一般的なことがらについて説明しておりますので、記入の前にお読みください。  
おわかりにならない点がありましたら、税務課まで、お問い合わせください。

令和8年度分 市民税・県民税 申告書 申告区分 整理番号 表

申告区分 現住所 1月1日現在の住所 フリガナ 氏名 提出年月日 年 月 日	業種又は職業 電話番号 個人番号 生年 明・大・昭 月日 平・令 住所コード 行政区コード 統柄 基本コード 納組コード 世帯コード										

3 所得から差し引かれる金額に関する事項												
この申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要があります。 この申告書に係る所得等の3月16日までの期間に、扶養親族がある場合は、扶養親族の申告書を提出する必要があります。	社会保険料控除											
	合計											
	新生命保険料の計 旧生命保険料の計											
	新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計											
	介護保険料の計											
	地震保険料控除											
	17～19 寡婦控除 (□死別 □生死不明) 20 障害者控除 (□寡婦 □未結婚)											
	21～22 配偶者控除 (□配偶者 □同生計配偶者)											
	23～24 扶養親族特別控除 (□扶養親族 □配偶者)											
	25～26 地震保険料控除 (□地震保険料控除)											
	27～28 医療費控除 (□医療費控除)											
	29～30 基礎控除 (□基礎控除)											
	31～32 税額控除 (□税額控除)											
	33～34 雜損控除 (□雑損控除)											
	35～36 合計											
	37～38 その他 (□その他)											
39～40 特別控除 (□特別控除)												
41～42 総合譲渡・一時												
43～44 合計												
45～46 社会保険料控除												
47～48 小規模企業共済等掛金控除												
49～50 生命保険料控除												
51～52 地震保険料控除												
53～54 寡婦控除 (□寡婦)												
55～56 ひとり親控除 (□ひとり親)												
57～58 障害者控除 (□障害者)												
59～60 雜損控除 (□雑損控除)												
61～62 特別控除 (□特別控除)												
63～64 総合譲渡・一時												
65～66 合計												
67～68 その他 (□その他)												
69～70 特別控除 (□特別控除)												
71～72 総合譲渡・一時												
73～74 合計												
75～76 その他 (□その他)												
77～78 特別控除 (□特別控除)												
79～80 総合譲渡・一時												
81～82 合計												
83～84 その他 (□その他)												
85～86 特別控除 (□特別控除)												
87～88 総合譲渡・一時												
89～90 合計												
91～92 その他 (□その他)												
93～94 特別控除 (□特別控除)												
95～96 総合譲渡・一時												
97～98 合計												
99～100 その他 (□その他)												
101～102 特別控除 (□特別控除)												
103～104 総合譲渡・一時												
105～106 合計												
107～108 その他 (□その他)												
109～110 特別控除 (□特別控除)												
111～112 総合譲渡・一時												
113～114 合計												
115～116 その他 (□その他)												
117～118 特別控除 (□特別控除)												
119～120 総合譲渡・一時												
121～122 合計												
123～124 その他 (□その他)												
125～126 特別控除 (□特別控除)												
127～128 総合譲渡・一時												
129～130 合計												
131～132 その他 (□その他)												
133～134 特別控除 (□特別控除)												
135～136 総合譲渡・一時												
137～138 合計												
139～140 その他 (□その他)												
141～142 特別控除 (□特別控除)												
143～144 総合譲渡・一時												
145～146 合計												
147～148 その他 (□その他)												
149～150 特別控除 (□特別控除)												
151～152 総合譲渡・一時												
153～154 合計												
155～156 その他 (□その他)												
157～158 特別控除 (□特別控除)												
159～160 総合譲渡・一時												
161～162 合計												
163～164 その他 (□その他)												
165～166 特別控除 (□特別控除)												
167～168 総合譲渡・一時												
169～170 合計												
171～172 その他 (□その他)												
173～174 特別控除 (□特別控除)												
175～176 総合譲渡・一時												
177～178 合計												
179～180 その他 (□その他)												
181～182 特別控除 (□特別控除)												
183～184 総合譲渡・一時												
185～186 合計												
187～188 その他 (□その他)												
189～190 特別控除 (□特別控除)												
191～192 総合譲渡・一時												
193～194 合計												
195～196 その他 (□その他)												
197～198 特別控除 (□特別控除)												
199～200 総合譲渡・一時												
201～202 合計												
203～204 その他 (□その他)												
205～206 特別控除 (□特別控除)												
207～208 総合譲渡・一時												
209～210 合計												
211～212 その他 (□その他)												
213～214 特別控除 (□特別控除)												
215～216 総合譲渡・一時												
217～218 合計												
219～220 その他 (□その他)												
221～222 特別控除 (□特別控除)												
223～224 総合譲渡・一時												
225～226 合計												
227～228 その他 (□その他)												
229～230 特別控除 (□特別控除)												
231～232 総合譲渡・一時												
233～234 合計												
235～236 その他 (□その他)												
237～238 特別控除 (□特別控除)												
239～240 総合譲渡・一時												
241～242 合計												
243～244 その他 (□その他)												
245～246 特別控除 (□特別控除)												
247～248 総合譲渡・一時												
249～250 合計												
251～252 その他 (□その他)												
253～254 特別控除 (□特別控除)												
255～256 総合譲渡・一時												
257～258 合計												
259～260 その他 (□その他)												
261～262 特別控除 (□特別控除)												
263～264 総合譲渡・一時												
265～266 合計												
267～268 その他 (□その他)												
269～270 特別控除 (□特別控除)												
271～272 総合譲渡・一時												
273～274 合計												
275～276 その他 (□その他)												
277～278 特別控除 (□特別控除)												
279～280 総合譲渡・一時												
281～282 合計												
283～284 その他 (□その他)												
285～286 特別控除 (□特別控除)												
287～288 総合譲渡・一時												
289～290 合計												
291～292 その他 (□その他)												
293～294 特別控除 (□特別控除)												
295～296 総合譲渡・一時												
297～298 合計												
299～300 その他 (□その他)												
301～302 特別控除 (□特別控除)												
303～304 総合譲渡・一時												
305～306 合計												
307～308 その他 (□その他)												
309～310 特別控除 (□特別控除)												
311～312 総合譲渡・一時												
313～314 合計												
315～316 その他 (□その他)												
317～318 特別控除 (□特別控除)												
319～320 総合譲渡・一時												
321～322 合計												
323～324 その他 (□その他)												
325～326 特別控除 (□特別控除)												
327～328 総合譲渡・一時												
329～330 合計												
331～332 その他 (□その他)												
333～334 特別控除 (□特別控除)												
335～336 総合譲渡・一時												
337～338 合計												
339～340 その他 (□その他)												
341～342 特別控除 (□特別控除)												
343～344 総合譲渡・一時												
345～346 合計												
347～348 その他 (□その他)												
349～350 特別控除 (□特別控除)												
351～352 総合譲渡・一時												
353～354 合計												
355～356 その他 (□その他)												
357～358 特別控除 (□特別控除)												
359～360 総合譲渡・一時												
361～362 合計												
363～364 その他 (												